

第35回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成26年7月18日(金) 14:35～16:35
- 2 場 所 長崎大学事務局第1会議室
- 3 出席者 14名
矢野, 崎元, 中村, 田上, 宮脇, 森岡, 下川, 中山(浩次), 中山(守雄), 田井村, 石松, 小路, 福永, 調の各委員
- 4 欠席者 なし
- 5 配付資料
 - (1) 第34回長崎大学学長選考会議議事要旨 (机上配付)
 - (2) 長崎大学学長候補者選考学内意向投票開票報告書 (資料1)
 - (3) 第2次学長候補者の面接資料(片峰候補者) (資料2)
 - (4) 第2次学長候補者の面接資料(勝俣候補者) (資料3)
 - (5) 長崎大学学長候補者について(公示文) (資料4)
 - (6) 学長選考関係規則 (参考資料1)
 - (7) 平成26年 学長選考会議等日程 (参考資料2)
 - (8) 「求めるべき学長像」 (参考資料3)

議事に先立ち、議長から、全委員が出席であり、会議が成立している旨の説明があった。

6 議事要旨の確認について

議長から、平成26年6月16日開催の第34回長崎大学学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、配付資料のとおり確定している旨の報告があった。

7 議事

(1) 学長候補者の選考について

総務企画課長から、参考資料1及び参考資料3を用いて、学長候補者決定に係る関係規定(長崎大学学長候補者の選考に関する規則(以下「規則」という。)第13条・第14条)及び長崎大学学長選考会議が提示した「求めるべき学長像」について概要の説明があった。

次いで、田井村学内意向投票管理委員会委員長から、本日実施された学内意向投票の結果について、開票報告書(資料1)に基づき報告があった。

以上の説明及び報告を受け、議長から、学内意向投票の結果を参考にするとともに、「求めるべき学長像」を踏まえて、これから第2次学長候補者の各人と面接を行い、学長候補者を最終的に決定することになる旨の説明があった。

この後、片峰 茂氏が会議場に入室し、面接が行われた（関係資料：資料2）。面接では、候補者から抱負等の説明があった後、質疑応答が行われた。

次に、勝俣 隆氏が会議場に入室し、面接が行われた（関係資料：資料3）。面接では、候補者から抱負等の説明があった後、質疑応答が行われた。

面接終了後、議長から、学長候補者の選考に入る旨の提案があった後、いずれが学長候補者として適任か各委員に対して意見が求められ、審議の結果、満場一致で片峰 茂氏を学長候補者として選考することが決定した。

学長選考会議の決定を受け、議長が、片峰 茂氏に学長就任の意思を最終的に確認するため、本会議を中断した。

会議再開後、議長から、片峰 茂氏は学長就任を承諾した旨の報告があり、規則第14条第3項に基づき学長候補者の氏名及び選考理由並びに第2次学長候補者ごとの得票数を資料4により学内外に公表する旨の説明があった後、同資料に記載する選考理由について審議した結果、次のとおりとすることで了承された。

【選考理由】

『学長選考会議は、このたびの学長選考に当たり、情熱のある学長候補者2名の推薦を受け、学内意向投票の結果を参考にするとともに、「求めるべき学長像」を踏まえ、現状の認識、先見性、具体性、実現性等の観点から面接を実施し、慎重に審議を行いました。

その結果、学長選考会議は、上記の者が国立大学法人法第12条第7項「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」に定める資格を有し、かつ、本会議が提示した「求めるべき学長像」の要件を満たしていることから、本学の学長として最も適任であると判断しました。』

最後に、議長から、学長就任の手続きについて、国立大学法人法第12条の規定により「学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。」とされており、参考資料2の日程のとおり、発令日である平成26年10月1日の1月前までに関係書類を添えて、文部科学大臣へ申し出ることになる旨の説明があった。

(2) その他

ア 次回学長選考会議の開催について

議長から、次回の学長選考会議は、国立大学法人法の一部改正に伴う学長選考関係規則の改正に関する審議を予定しているが、まずは事務局の方で調査・検討し、適当な時期に日程調整の上、開催したい旨の発言があった。 (以上)